

京都市訓令甲第37号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第20号を削り、同条第19号を同条第20号とし、同条第18号中「5,000,000円」を「10,000,000円」に、「の交付決定」を「に係る交付決定その他の決定」に改め、同号を同条第19号とし、同条第8号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 審議会、審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関する事。

第3条中第64号を第66号とし、第59号から第63号までを2号ずつ繰り下げ、第58号を第59号とし、同号の次に次の1号を加える。

(60) 消防組織法第39条第2項による協定の締結に関する事。

第3条中第57号を第58号とし、第52号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第51号の次に次の1号を加える。

(52) ホームページの作成に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)